平成２１年（フ）第１６５７号
京都市下京区七条御所ノ内中町67番地１　グランパークポラリス207
債務者　北川　奈穂
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１６号
京都府八幡市八幡安居塚28番地の33、申立前の住所大阪府枚方市南船橋２丁目10番41―102号
債務者　福田　祐未（旧姓中西）
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１０号
京都市東山区松原通大和大路東入２丁目轆轤町101番地の25
債務者　川上扶美代
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
奈良市大宮町３丁目１番18―804号
債務者　中島　正博
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２９３号
香川県坂出市川津町3695番地
債務者　田中　泰伸
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０１号
香川県高松市高松町700番地１　ラッキーＣ201
債務者　佐藤　友紀（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０５号
香川県高松市藤塚町２丁目10番15号
債務者　三木　崇央
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０６号
香川県高松市藤塚町２丁目10番15号
債務者　三木　澄子
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４０７号
香川県高松市太田下町1335番地１　メゾニティ上原105号室
債務者　三木　豪
１　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２９号
香川県高松市木太町5055番地15
債務者　嶋岡まゆみ（旧姓長橋）
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時５分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２２７号
福島県いわき市好間町下好間字浦田42番地の６
債務者　丹野　臣子（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２５４１号
大阪府門真市常盤町５番20―201号
債務者　塚本　輝之
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７８号
大阪市平野区喜連１丁目１番72号　奥野ハイツ１号棟201号、住民票上の住所奈良県五條市岡町504番地の１
債務者　中原　俊樹
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８０号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番14―320号
債務者　川島　誠一
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８３号
大阪市西成区千本中１丁目12番５号
債務者　水原こと　白　　敬一
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０１号
大阪市東淀川区大桐５丁目５番１―405号
債務者　東　　達也
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５８号
大阪府豊中市玉井町２丁目13番20号
債務者　中家　康子
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７９号
大阪市城東区鴫野西１丁目４番28号　レオパレス柳谷203
債務者　松本　宏樹
１　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部